

1 新型コロナウイルスでお亡くなりになった方が出た場合の対応について

【問】

- ①お亡くなりになった方が出た場合に、新型コロナウイルスでの影響についての情報は担当葬儀社へ瞬時に情報提供されるのでしょうか。
- ②その場合の火葬炉の時間は決まっていますか。
- ③もし、火葬炉が規定の時間外の場合に夜中にお亡くなりになった際には各病院において火葬時間前まで安置するようになりますか。
- ④新型コロナウイルスでお亡くなりになった場合、感染症対策として別途の費用発生が考えられますが、市からの補助は検討されますか。

【答】

①お亡くなりになった方の情報提供についてですが、栃木県福祉部長名で4月6日付けで示されたコロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け）問21にあるとおり、医療機関等は遺体が新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いのある場合、感染症拡大防止の観点から、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にその伝達を徹底することになっています。

各火葬場設置広域事務組合（関係課）、栃木県葬儀事業協同組合（葬祭）、栃木県霊柩自動車協会（葬祭）等あて「新型コロナウイルスにより亡くなった方及びその疑いがある方の遺体の引渡しの取扱いについて（周知）」[（資料 1-1 参照）](#) 及び「サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて」[（資料 1-2 参照）](#) を通知していると聞いています。

（環境政策課 R2. 4. 20 回答）

②火葬の時間につきましては、佐野地区衛生施設組合へ確認したところ現在検討中であり、決まり次第関係機関に周知するとのことです。

（環境政策課 R2. 4. 20 回答）

火葬の時間につきましては、佐野地区衛生施設組合へ確認したところ「新型コロナウイルス感染予防のための佐野斎場・葛生火葬場の対応について」[（資料 1-3 参照）](#) のとおり指定管理者より葬祭業者及び市火葬予約受付窓口に周知しているとのことでした。

（環境政策課 R2. 4. 22 回答）

③安置につきましては、県からの通知等では具体的な対応は示されていません。

(環境政策課 R2. 4. 20 回答)

④新型コロナウイルスでお亡くなりになった場合の対応について、栃木県に確認したところ、栃木県（保健所）では、感染症対策として、病院からの要望に基づき、病院に非透過性納体袋をお渡しするとのことです。その後、ご遺体は病院で納体袋に納められ、人に感染させない状態で引き渡されるので、栃木県としては葬祭業者の特別の防護具は不要と理解しているとのことです。

なお、「厚生労働省の新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）」[\(資料 1-4 参照\)](#)では、遺体が非透過性納体袋に収容、密封されている限りにおいては、特別の感染防止策は不要である旨が示されています。

(感染症対策室 R2. 4. 24 回答)

生衛号外

健康号外

令和2（2020）年4月6日

関係機関団体等 あて

栃木県保健福祉部長 海老名 英治

新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体の引渡しの取扱いについて（周知）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和2年3月30日付け事務連絡により厚生労働省健康局結核感染症課及び同省医薬・生活衛生局生活衛生課から別添のとおり通知があり、これまでに同省から示された「新型コロナウイルスに関するQ&A」の内容を踏まえて下記のとおり取扱を整理しましたので、標記事案における御対応の際には御留意くださるようお願いいたします。

記

1 遺体の移動制限等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条第3項及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条に基づき、新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体は、24時間以内に火葬することができると規定されていること。

2 遺体からの感染拡大の防止対策

- (1) 遺体の搬送や火葬場における火葬に際しては、遺体からの感染を防ぐため、遺体については全身を覆う非透過性納体袋に収容・密封すること及び遺体を非透過性納体袋に収容・密閉後に、当該納体袋の表面を消毒することを関係医療機関に対し周知していることから、遺族等の意向にも配慮しつつ、極力そのまま納棺し火葬するよう努めること。
また、遺体の搬送に際し、遺体が非透過性納体袋に収容・密封されている限りにおいては、特別の感染防止対策は不要であり、遺体の搬送を遺族等が行うことも差し支えないこと。
- (2) 継続的に遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にあつては、必ず手袋を着用する

こと。血液・体液・分泌物（汗を除く。）・排泄物などが顔に飛散する恐れがある場合には、不織布製マスク、眼の防護（フェイスシールド又はゴーグル）を使用すること。衣服への汚染を避けるため、ディスポーザブルの長袖ガウンの着用が望ましいこと。また、これらの器具が汚染された場合には、単回使用のものは適切に廃棄し、再利用するものは適切な消毒を行うこと。消毒方法については「新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）」を参考とすること。

3 関係医療機関への依頼事項

遺体が新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある場合、感染拡大防止の観点から、遺体搬送の依頼をする際に、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にその旨の伝達を徹底すること及び遺体を搬送業者へ引き継ぐ際は、非透過性納体袋に遺体を収容・密封し、表面を消毒した上で、搬送事業者引き渡すことについて、別添写しのとおり依頼していること。

栃木県保健福祉部

生活衛生課 Tel:028-623-3110

健康増進課 Tel:028-623-3089

事務連絡

令和2年4月14日

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中
 { 特別区 }

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、
の例外的取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの需要が高まっております。こうしたことを受け、国としてもこれらの確保に努めているところであり、

- ・ サージカルマスクについては、合計4,500万枚を全国の医療機関に配布してきたことに加え、現在緊急事態宣言の対象となっている7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）の医療機関等向けに今週中に追加で1,000万枚を配布、
- ・ 長袖ガウン及びフェイスシールドについては、それぞれ7都府県に速やかに100万枚を配布するとともに、それ以外の地域についても配布を開始できるよう準備を進めてまいります。

一方で、使い捨てとされているサージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドについては、再利用するなど个人防护具の例外的取扱いにより効率的に使用することが可能であるため、その際の留意点等について、別添のとおり取りまとめました。

これまでも各医療機関等におかれても様々な工夫をされていることと存じますが、参考としていただくよう、貴管内の医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、N95マスクの例外的取扱いについては4月10日に事務連絡を発出しておりますのでご参考下さい。

(参考) N95マスクの例外的取扱いについて (4月10日事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621007.pdf>

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱い

① サージカルマスクについて

- 使用機会に優先順位を設けること（サージカルマスクが必要不可欠な処置や手術を行う場合や感染の可能性のある患者との密接な接触が避けられない場合など）。
- 複数の患者を診察・検査等する場合においても、同一のサージカルマスクを継続して使用すること（※1「サージカルマスクの継続使用に係る注意点」参照）。

※1 サージカルマスクの継続使用に係る注意点

- ・目に見えて汚れた場合や損傷した場合は、廃棄すること。
- ・サージカルマスクを外す必要がある場合は、患者のケアエリアから離れること。
- ・サージカルマスクを外す際には、マスクの外側を内側にして折りたたみ、接触感染を避けること。

② 長袖ガウン（アイソレーションガウン・長袖のプラスチックガウン等）について

- 以下の場合に優先して使用するなど、使用機会に優先順位を設けること。
 - ・血液など体液に触れる可能性のある手技。
 - ・エアロゾルが発生するような手技（気道吸引、気管内挿管、下気道検体採取等）
 - ・上気道検体の採取（長袖ガウン不足時は袖のないエプロン可）
 - ・患者の体位交換や車いす移乗など、前腕や上腕が患者に触れるケアを行う時（長袖ガウン不足時は袖のないエプロン可）
- コホーティングされた複数の患者を診察・検査等する場合には、同一の長袖ガウンの継続使用を検討すること。なお、長袖ガウン（袖のないエプロンを含む。）は、コホーティングされた場所を離れる際に脱ぐこと。

※ いわゆるサージカルガウンについては、手術等の清潔操作時に用いる防護具であり、個人防護具の効率的な使用の観点から、アイソレーションガウンの代替として用いることは望ましくない。

③ ゴーグル及びフェイスシールドについて

- 複数の患者を診察する場合には、同一のゴーグルやフェイスシールドを継続して使用すること（※2「ゴーグル及びフェイスシールドの継続使用に係る注意点」参照）。

※2 ゴーグル及びフェイスシールドの継続使用に係る注意点

- ・目に見えて汚れた場合は、洗浄及び消毒を行うこと。
- ・一度外した場合には、再度装着する前に洗浄及び消毒を行うこと。
- ・ゴーグルやフェイスシールドが損傷した場合（ゴーグルやフェイスシールドがしっかりと固定できなくなった場合、視界が妨げられ改善できない場合など）は廃棄すること。
- ・ゴーグルやフェイスシールドを外す必要がある場合は、患者のケアエリアから離れること。

- 使い捨てのゴーグルやフェイスシールドについても再利用すること。再利用の際には、適切な洗浄及び消毒を確実にすること（※3「ゴーグル及びフェイスシールドの洗浄及び消毒方法」参照）。

※3 ゴーグル及びフェイスシールドの洗浄及び消毒方法

洗浄及び消毒方法についてはメーカーへ問い合わせ、その推奨方法とすることが基本であるが、方法が不明な場合は、以下の手順を参考とすること。

- (1) 手袋を装着したままの状態、ゴーグルやフェイスシールドの内側、次に外側を丁寧に拭くこと。
- (2) アルコール又は0.05%の次亜塩素酸を浸透させたペーパータオルやガーゼ等を使用して、ゴーグルやフェイスシールドの外側を拭くこと。
- (3) 0.05%の次亜塩素酸で消毒した場合、ゴーグルやフェイスシールドの外側を水又はアルコールで拭き、残留物を取り除くこと。
- (4) 清潔な吸収性タオルを用いて吸水することなどにより、良く乾燥させること
- (5) 手袋を外した後は、手指の衛生を行うこと。

④ 防護具がなくなったときの代替品について

○ 長袖ガウン

- ・体を覆うことができ、破棄できるもので代替可（カッパなど）。撥水性があることが望ましい。

○ ゴーグル及びフェイスシールド

- ・目を覆うことができるもので代替可（シュノーケリングマスクなど）

(参考)

米国CDCの関連ホームページ

Strategies to Optimize the Supply of PPE and Equipment

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/index.html>

Strategies for Optimizing the Supply of Eye Protection

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/eye-protection.html>

Strategies for Optimizing the Supply of Facemasks

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/face-masks.html>

Strategies for Optimizing the Supply of N95 Respirators

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/respirators-strategy/index.html>

Decontamination and Reuse of Filtering Facepiece Respirators

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/decontamination-reuse-respirators.html>

令和2年 4月20日

関係各位

佐野斎場・葛生火葬場指定管理者
五輪・環境整備・日本環境整備グループ

新型コロナウイルス感染予防のための佐野斎場・葛生火葬場の対応について

佐野斎場および葛生火葬場の運営に際しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、クラスター（集団感染）発生予防のため、密閉・密集・密接を避けるべく、当面の間、別紙のとおり対応させていただきますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 別紙1 新型コロナウイルス感染予防のための対応について
2. 別紙2 新型コロナウイルスに罹患し亡くなった方を火葬する場合の対応について

※厚生労働省のホームページ「新型コロナウイルスに関するQ&A（関連企業の方向け）」についてもご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html

【問合せ先】

佐野斎場・葛生火葬場指定管理者
五輪・日本環境整備・環境整備グループ
総括責任者 三輪
電話 0283-21-1551

新型コロナウイルス感染 予防のための対応について

ご遺族の方とご相談のうえご利用いただきますようお願いいたします。

○来場者の制限について

- ◆ 来場される方の人数は、極力少人数となるようにご配慮ください。
- ◆ 発熱や咳など、風邪の症状がある方は来場をお控えください。
- ◆ 基礎疾患のある方、高齢の方は、極力来場をお控えください。
- ◆ 来場者は全員マスクの着用をお願いいたします。

○待合室の利用について

- ◆ 着座する際には十分な間隔を空け、密接状態を避けるようご配慮ください。
- ◆ 待合室での食事については、個々で食べることできる形式としてください。飲物につきましては、湯呑・コップの利用は当面ご遠慮いただき、紙コップ等に対応願います。給湯設備・ポット・急須は引き続きご利用いただけます。
- ◆ 待合室等の換気のため、窓やドアの開放をしております。空調の温度調節が十分ではないことがありますので、上着の着脱で調整をお願いします。

○霊柩自動車の運行について

- ◆ 霊柩自動車の運行につきましては、乗車する付添者等の人数を極力少人数となるようにし、マスクの着用、窓開放換気、座席の間隔にご配慮ください。
- ◆ 霊柩自動車乗降の際には、アルコール消毒液にて手指の消毒を実施してください。

○火葬、収骨について

- ◆ 炉前ホール内において人が密集しないよう、一定の間隔を開けて参列をお願いします。収骨の際も同様に間隔をあけ、少人数で順番にお願いします。収骨終了の際には、アルコール消毒液にて手指の消毒を実施してください。

○特別ホール（佐野斎場のみ）について

- ◆ 特別ホール利用につきましては、告別式の実施時間の短縮、椅子の配列や間隔変更、自由焼香等、感染拡大防止のためのご配慮をお願いいたします。

○喫煙について

- ◆ 施設内に喫煙所がありますが、感染拡大防止のため喫煙所を閉鎖いたします。

新型コロナウイルスに罹患し亡くなった方を火葬する場合の対応について

「別紙 1 新型コロナウイルス感染予防のための対応について」のほか、下記事項について対応するものといたします。

○予約受付時間について

- ◆ 対象者の火葬の場合、予約の際には佐野斎場に事前に電話にて連絡をお願いします。ご遺族の意向や受入可能日時等の確認を行い、斎場にて予約システムの新規予約をいたしますので、その後、FAXにて詳細情報のご報告をいただき、斎場にて入力いたします。

○火葬予約時の確認事項

- ◆ ご遺体は、非透過性納体袋に収容、納体袋の表面を消毒し、必ず柩に納めてください。柩の外面消毒も実施してください。火葬場搬送時の状況をご報告ください。場合によっては、柩を目張りすることとします。
- ◆ 来場者数、濃厚接触者の同行有無の確認をいたします。
(濃厚接触者および体調が優れない方の来場はご遠慮願います。)
- ◆ 佐野斎場特別ホール利用につきましては、感染拡大防止のため使用不可といたします。

○斎場指定管理者職員の対応について

- ◆ 常時マスク・手袋の着用とし、場合により防護服・ゴーグル着用での対応といたします。
- ◆ 対応職員は必要最小限数とし、炉前ホールでのお別れ(拝顔)等を行わないものといたします。

「新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html

1-④ 参考

新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）

令和 2 年 4 月 15 日時点版

問 2 新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体の搬送作業や火葬作業に従事する者が留意すべき事項はありますか。

遺体の搬送や火葬場における火葬に際しては、遺体からの感染を防ぐため、遺体について全体を覆う非透過性納体袋に収容・密封することが望ましいです。遺体を非透過性納体袋に収容・密封後に、納体袋の表面を消毒してください。遺族等の意向にも配慮しつつ、極力そのままの状態でご火葬するよう努めてください。

また、遺体の搬送に際し、遺体が非透過性納体袋に収容、密封されている限りにおいては、特別の感染防止策は不要であり、遺体の搬送を遺族等が行うことも差し支えありません。

他方、継続的に遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にとっては、必ず手袋を着用し、血液・体液・分泌物（汗を除く）・排泄物などが顔に飛散するおそれのある場合には、不織布製マスク、眼の防護（フェイスシールド又はゴーグル）を使用してください。衣服への汚染を避けるため、ディスポーザブルの長袖ガウンの着用が望ましいです。また、これらの器具が汚染された場合には、単回使用のものは適切に廃棄し、再利用するものは適切な消毒を行ってください。

火葬に先立ち、遺族等が遺体に直接接触することを希望する場合には、遺族等に手袋等の着用をお願いしてください。

万が一、遺体の体液等で汚染された場合など、消毒を行う必要が生じた場合には、消毒に用いる薬品は、0.05～0.5%（500～5,000 ppm）次亜塩素酸ナトリウムで清拭*、または 30 分間浸漬、アルコール（消毒用エタノール、70v/v%イソプロパノール）で清拭、または 30 分間浸漬とし、消毒法は、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所を満遍なく拭く方法が望まれます。消毒剤の噴霧は不完全な消毒やウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、推奨しません。また、可燃性のある消毒薬を使用する場合には火気のある場所で行わないようにしてください。

手指衛生は、感染防止策の基本であり、遺体に接触、あるいは消毒措置を講じた際には、手袋を外した後に流水・石鹸による手洗い又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を実施してください。

*血液などの汚染に対しては 0.5%（5,000ppm）、また明らかな血液汚染がない場合には 0.05%（500 ppm）を用いる。なお、血液などの汚染に対しては、ジクロロイソシアヌール酸ナトリウム顆粒も有効である。

(参考)

「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」(平成25年6月26日(平成30年6月21日一部改定) 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議)における「X埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」の第2章の4. の「(4) 搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止策に係る留意事項」(P212)

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf

「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(*エボラ出血熱参照)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000417412.pdf>